

## ○許可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>核燃料物質の使用等に関する規則</p> <p>(変更の許可の申請)</p> <p>第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合に<u>あつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に規定する事項を記載するものとする。</u></p> <p>2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>[一～三 略]</p> <p><u>四</u> 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>3 [略]</p>	<p>核燃料物質の使用等に関する規則</p> <p>(変更の許可の申請)</p> <p>第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合に<u>あつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載するものとする。</u></p> <p>2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>[一～三 同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>3 [同左]</p>

○保安規定認可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>核燃料物質の使用等に関する規則</p> <p>(保安規定)</p> <p>第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p>三 [略]</p> <p>四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>[(2)~(4) 略]</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ [略]</p>	<p>核燃料物質の使用等に関する規則</p> <p>(保安規定)</p> <p>第二条の十二 [同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>一 [同左]</p> <p>二 使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ [同左]</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定に関すること。</p> <p>[(2)~(4) 同左]</p> <p>(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>ハ [同左]</p>

<p><u>五</u> 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p><u>イ</u> 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p> <p><u>ロ</u> 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p><u>ハ</u> 異状があつた場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)</p> <p><u>六</u> [略]</p> <p><u>七</u> [略]</p> <p><u>八</u> [略]</p> <p><u>九</u> [略]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>十</u> 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。))に関すること。</p> <p><u>十一</u> 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。))に関すること。</p> <p><u>十二</u> 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p><u>十三</u> 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。</p> <p><u>十四</u> 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。))に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。))に関すること。</p> <p>[号を削る。]</p>	<p><u>三</u> 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。 [号の細分を加える。] [号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p><u>四</u> [同左]</p> <p><u>五</u> [同左]</p> <p><u>六</u> [同左]</p> <p><u>七</u> [同左]</p> <p><u>八</u> 使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</p> <p><u>九</u> 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。</p> <p><u>十</u> 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p><u>十一</u> 非常の場合に採るべき処置(発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。))に関すること。 [号を加える。]</p> <p><u>十二</u> 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。))に関する記録に関すること。</p> <p><u>十三</u> 使用施設等の定期的な自主検査に関することであつて次に掲げるもの</p>
--	---

<p>[号を削る。]</p> <p><u>十五</u> 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)</p> <p><u>十六</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p> <p><u>十七</u> 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>十八</u> [略]</p> <p><u>2</u> 法第五十七条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>イ 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正に関すること。</p> <p><u>十四</u> 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 品質保証計画の策定に関すること。</p> <p>ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。)及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。</p> <p>ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>十五</u> [同左] [項を加える。]</p>
--	---

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事。
- 二 品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)
- 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事。
- 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの
  - イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事。
  - ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの
    - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。
    - (2) 使用施設等の構造及び性能に関する事。
    - (3) 使用施設等の廃止措置に関する事。
    - (4) 放射線管理に関する事。
    - (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事。
    - (6) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。
- ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項
- 六 使用施設等の操作停止に関する恒久的な措置に関する事(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)
- 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する事。
- 八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関する事。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。

<p>十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p> <p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <p>十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p> <p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。</p> <p>十六 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十八 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)</p> <p>十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p> <p>二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p>二十一 廃止措置の管理に関すること。</p> <p>二十二 その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p><u>3</u> 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p>	<p>[項を加える。]</p>
---	-----------------

<p><u>4</u> 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p><u>2</u> 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>
--	---------------------------------------

○廃止措置計画認可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>核燃料物質の使用等に関する規則</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[一・二 略]</p> <p><u>三</u> <u>廃止措置対象施設及びその敷地</u></p> <p><u>四</u> [略]</p> <p><u>五</u> 性能維持施設</p> <p><u>六</u> 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p><u>七</u> [略]</p> <p><u>八</u> [略]</p> <p><u>九</u> [略]</p> <p><u>十</u> [略]</p> <p><u>十一</u> 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)</p>	<p>核燃料物質の使用等に関する規則</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第六条の三 [同左]</p> <p>[一・二 同左]</p> <p><u>三</u> <u>廃止措置の対象となる使用施設等(以下「廃止措置対象施設」という。)</u>及びその敷地</p> <p><u>四</u> [同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>五</u> [同左]</p> <p><u>六</u> [同左]</p> <p><u>七</u> [同左]</p> <p><u>八</u> [同左]</p> <p>[号を加える。]</p>

<p>(※注)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、<u>第二号、第三号及び第六号</u>に掲げる書類は、<u>令第四十一条各号</u>に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>五 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>[六・七 略]</p> <p>八 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)</u>に関する説明書</p> <p>九 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第六条の三の二 <u>法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 変更に係る前条第一項第三号から<u>第十一号</u>までに掲げる事項</p> <p>四 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(廃止措置計画に係る軽微な変更)</p> <p>第六条の四 <u>法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微</u></p>	<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、<u>第二号、第三号、第六号及び第八号</u>に掲げる書類は、<u>令第四十一条各号</u>に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。</p> <p>[一～四 同左]</p> <p>五 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>[六・七 同左]</p> <p>八 <u>品質保証計画</u>に関する説明書</p> <p>九 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第六条の三の二 <u>法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>[一・二 同左]</p> <p>三 変更に係る前条第一項第三号から<u>第八号</u>までに掲げる事項</p> <p>四 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>(廃止措置計画に係る軽微な変更)</p> <p>第六条の四 <u>法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微</u></p>
---	---



<p>な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。</p> <p>2 [同左]</p>
--	--

※注 核燃料物質の使用等に関する規則は、令和2年12月23日に改正され、第六条の三第二項については、以下のとおりとなっております。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。
- 一 既に核燃料物質(使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。)を使用施設から取り出していることを明らかにする資料
  - 二 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料
  - 三 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
  - 四 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
  - 五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
  - 六 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
  - 七 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
  - 八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
  - 九 廃止措置の実施体制に関する説明書
  - 十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)に関する説明書
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面